

令和 5 年度

(令和 4 年度実施事業)

財政援助団体監査の結果報告書

中津川市監査委員

中監査第30号
令和6年2月14日

中津川市長 小栗 仁志 様
中津川市議会議長 吉村 浩平 様

中津川市監査委員
光岡 要次郎
黒田 ところ

令和5年度財政援助団体の監査結果について

令和5年度の財政援助団体の監査を地方自治法第199条第7項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

目 次

1	監査の対象及び監査の期日	1
2	監査の方法	1
3	監査の結果	1
	I 中津川市民生委員児童委員協議会連合会	2
	II 中津川市森林組合	4

1 監査の対象及び監査の期日

令和5年度の財政援助団体監査は、令和4年度に市が補助金等の財政援助を行った団体のうちから抽出した次の団体について実施した。

(単位：円)

実施日	担当課	科目	補助金等の名称	団体名	金額
11月20日	高齢支援課	補助金	中津川市民生委員児童委員協議会連合会補助金	中津川市民生委員児童委員協議会連合会	4,329,000円
11月20日	林業振興課	補助金	中津川市森林整備促進事業補助金 (内訳) 地域木材搬出促進事業 森林整備事業 路網維持開設事業	中津川市森林組合	14,657,021円 (内訳) 6,672,800円 2,568,206円 5,416,015円

2 監査の方法

令和4年度における市補助金等の受入れ、現金出納等に関する事務、事業の執行及び事業目的について監査を行った。

監査にあたっては、対象団体から提出された補助金交付申請書、事業実績報告書、決算書、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて団体責任者等及び担当課職員の説明を聴取し、調査を行った。

3 監査の結果

各補助事業において補助金の処理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

個々の監査結果については、次のとおりである。

I 中津川市民生委員児童委員協議会連合会

1 事業の概要

中津川市民生委員児童委員協議会連合会は、中津川市内における各民生委員児童委員協議会の相互連絡を密にすることにより、組織活動を促進し社会福祉の増進を図ることを目的としている。

当団体が行う事業は次のとおりで、その経費は、中津川市民生委員児童委員協議会連合会規約第6条により、補助金、会費、寄附金、その他の収入をもって充てることとしている。

- (1) 社会福祉事業に関する各種の連絡及び指導
- (2) 社会福祉事業に関する調査及び研究
- (3) 社会福祉事業に関する普及啓発
- (4) 社会福祉事業に関する関係行政機関等との連絡及び協力
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 補助金の支出根拠

中津川市補助金交付規則

3 補助金交付の状況

中津川市民生委員児童委員協議会連合会補助金

【算出根拠】

(A) 委員1人当たりの活動費 18,600円 × 委員総数 225名
= 4,185,000円

<活動費の内訳>

・ 互助共励会費	1,900円
・ 全民連会費	700円
・ 県民児協会費	3,000円
・ 県社協会費	1,500円
・ その他会議、事業に係る活動費	11,500円

合計 18,600円

(B) 年間旅費 144,000円

※中津川市民生委員児童委員協議会連合会旅費等に関する内規にて算出

(A) 4,185,000円 + (B) 144,000円 = (補助金額) 4,329,000円

4 監査の結果

中津川市民生委員児童委員協議会連合会の補助事業において補助金の処理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

II 中津川市森林組合

1 事業の概要

中津川市森林組合は市内の森林所有者の共同組織として、森林所有者の経済的社会的地位の向上を図るとともに、森林の保続培養及び森林生産力の増進を目的としている。近年、林業を取り巻く情勢は、木材需要の減退、木材価格の低迷等により生産活動が停滞し、管理が適切になされていない森林が増加し厳しい状況である。

このようななかで、森林のもつ多面的機能を発揮させていくため、森林の適正な整備及び保全を図り、特に地球温暖化防止対策の柱となる森林づくりに取り組んでおり、その費用の一部を補助し、災害に強い森林づくりを促進し、併せて地域の木材資源の積極的な循環利用及び林業の活性化に資するものである。

2 補助金の支出根拠

中津川市補助金交付規則

中津川市森林整備促進事業補助金交付要綱

中津川市地域木材搬出促進事業実施要領

中津川市森林整備事業実施要領

中津川市路網維持開設事業実施要領

3 補助金交付の状況

① 地域木材搬出促進事業補助金

地域の木材資源の積極的な循環利用をするために、利用間伐等の推進及び林地残材の有効利用を図ることを目的に、岐阜県及び中津川市が実施する補助事業の交付対象要件を満たす事業に対して、森林所有者又は森林所有者から委託を受けた中津川市内の森林組合等に、利用間伐木搬出、小径木搬出にかかる事業費を補助するものである。

【算出根拠】

- ・地域木材搬出 搬出材積 1 m³当たり 1,000 円
- ・未利用材搬出 搬出材積 1 m³当たり 2,000 円

【A】	【B】	【C】	【D】	【B】 + 【D】
地域木材搬出材積 (m ³)	【A】 × 1,000円 (円)	未利用材搬出材積 (m ³)	【C】 × 2,000円 (円)	補助金額 (円) (100円未満切捨て)
506.566	506,566	0	0	506,500
46.179	46,179	46.179	92,358	138,500
234.415	234,415	0	0	234,400
2.749	2,749	2.749	5,498	8,200
671.887	671,887	0	0	671,800
43.032	43,032	43.032	86,064	129,000
13.901	13,901	0	0	13,900
1.499	1,499	1.499	2,998	4,400
307.298	307,298	0	0	307,200
31.96	31,960	31.96	63,920	95,800
118.786	118,786	0	0	118,700
26.046	26,046	26.046	52,092	78,100
22.824	22,824	0	0	22,800
43.958	43,958	0	0	43,900
14.64	14,640	14.64	29,280	43,900
438.559	438,559	0	0	438,500
1.77	1,770	1.77	3,540	5,300
674.435	674,435	0	0	674,400
51.677	51,677	51.677	103,354	155,000
272.442	272,442	0	0	272,400
32.59	32,590	32.59	65,180	97,700
11.472	11,472	0	0	11,400
6.35	6,350	6.35	12,700	19,000
653.631	653,631	0	0	653,600
52.669	52,669	52.669	105,338	158,000
273.252	273,252	0	0	273,200
18.104	18,104	18.104	36,208	54,300
281.677	281,677	0	0	281,600
14.532	14,532	14.532	29,064	43,500
127.157	127,157	0	0	127,100
12.744	12,744	12.744	25,488	38,200
108.289	108,289	0	0	108,200
97.5	97,500	97.5	195,000	292,500
239.796	239,796	0	0	239,700
104.055	104,055	104.055	208,110	312,100

合計	6,672,800
-----------	------------------

② 森林整備事業補助金

未整備森林の積極的な整備を促進し、災害に強い森林づくりを目指すことを目的に、森林所有者又及び森林所有者から委託を受けた者が実施した森林整備の事業費を補助するものである。

【算出根拠】

- ・ 利用間伐 岐阜県が定める標準事業費に事業地面積を乗じたものに68/100を乗じた額
- ・ 保育間伐 岐阜県が定める標準事業費に事業地面積を乗じた額
- ・ 保育間伐促進 間伐に要した事業費又は岐阜県が定める標準事業費のいずれか低い額から県補助金に相当する額を差し引いた額
- ・ 人工造林促進 岐阜県が定める標準事業費の5/100以内の額
- ・ 下刈促進 岐阜県が定める標準事業費の5/100以内の額

	【A】 標準単価 (円)	【B】 事業地面積 (ha)	【C】 間接比率	【D】 補助率 (%)	【A】 × 【B】 × 【C】 × 【D】 補助金額 (円)
利用間伐	669,600	0.82	1.37	68	511,515
保育間伐	179,000	1.32	1.37	100	323,703
保育間伐	179,000	0.13	1.37	100	31,879
利用間伐	802,500	1.62	1.29	68	1,140,403
利用間伐	802,500	0.75	1.37	68	560,706
				合計	2,568,206

③ 路網維持開設事業

近年発生する集中豪雨による林道災害の未然防止及び未整備森林の整備を推進するために補修、開設する林内路網に対し補助を実施し、災害に強い森を目指すことを目的とするものである。

【算出根拠】

- ・ 林道維持補修 維持修繕に要した額
- ・ 造林作業路開設 市長が定める幅員ごとの1m当たりの単価に開設延長を乗じた額
- ・ 造林作業路維持補修 補修に要した経費から間接費を除いた額

	事業内容	事業費	補助金額
林道維持補修	草刈、支障木処理	578,600	578,600
林道維持補修	草刈、路盤補修	781,000	781,000
林道維持補修	草刈、支障木処理	579,700	579,700
作業道補修	路盤補修、ポリ管布設	154,825	154,825
作業道補修	崩土除去、路盤補修	144,100	144,100
林道維持補修	路盤補修	66,000	66,000
林道維持補修	草刈、路盤補修	304,700	304,700
林道維持補修	路盤補修	941,820	941,820
作業道補修	草刈	76,890	76,890
作業道補修	路盤補修	384,780	384,780
作業道補修	支障木処理、路盤補修	105,600	105,600
作業道補修	支障木処理、路盤補修	983,510	983,510
林道維持補修	除雪	228,800	228,800
作業道補修	路盤補修	85,690	85,690
		合計	5,416,015

4 監査の結果

中津川市森林組合の各補助事業において補助金の処理は適正に行われ、証拠書類等も適正に管理されているものと認められた。

